

平成19年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 議 題 JR宇都宮駅東口及び西口並びに東西自由通路に設置する防犯カメラによる個人情報の収集について

2 開催日時 平成19年5月31日(木)午後1時15分～

3 開催場所 5A会議室

4 出席者

(1) 会 長 A

職務代理人 B

委 員 C, D, E, F, G

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 2 人

7 会議の状況

< (1) 開 会 >

事 務 局 [開会]

[委員及び事務局紹介]

会 長 今日は、平成19年度の第1回の個人情報保護審議会であります。昨年諮問のありましたこの諮問第6号は、いろいろと時間をかけて御審議いただきまして、今日もまたいろいろと御意見があると思います。どうぞ忌憚のない意見で活発に御審議をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、平成18年度諮問第6号のJR宇都宮駅東口、西口、それから東西自由通路に設置する防犯カメラに係る個人情報の収集について、実施機関から御説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。その前に何か御意見ございますか。

[「なし」と言う人あり]

< (2) 審 議 >

会 長 それでは、早速お願いします。

[実施機関(生活安心課)入室]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

事務局 [実施機関による説明]

会長 ありがとうございます。

平成18年度諮問第6号に関して、駅周辺に設置する防犯カメラについては再度検討するようにということになっていましたが、今、実施機関から検討の結果を報告していただきました。

従来議論に加えまして、本日のこの資料、あるいは実際においでになっておられますので、その他の資料についての質問等がありましたら出させていただきます。それで、一通り御質問が終わりましたら、実施機関には退席いただいて、委員会の方で御審議をしていただくということにしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですが、追加資料あるいはそれまでの説明についてでも結構ですが、御質問がありましたらどうぞお願いをいたします。どなたからでも、どんなことでも結構ですが。特にありませんか。

G委員。

G委員 前に話をいただいたときには、監視カメラが県内のほかの駅にもあるという話が出ていたと思うのですが、宇都宮市内には、JRの宇都宮駅のほかにも私鉄もあるわけで、例えば、東武宇都宮駅とかでも、そういうことを考えているのか。また、駅のことでもありますので、防犯については、もちろん市がその対策を考えなければならないと思いますが、大もとのJR宇都宮駅では、実際どういうことを考え、どういう対応策をとられようとしているのか。単に住民や市と警察で取り組めばいいということだけではないのだと思います。当然JRや東武鉄道にもやらしてもらわなければならないと思いますが、ほかの駅ではどういう状況なのか、ちょっと補足説明をしてください。

実施機関 今回の御質疑は、例えば前回お示ししたとおり監視カメラは、県内でも小山駅とか西那須野駅を含めて幾つかの駅についておりますが、その状況を知りたいということでしょうか。

G委員 その状況ではなくて、宇都宮市内のほかの、東武あるいは岡本、雀宮などの駅。

実施機関 駅舎ということですね。

G委員 ええ、駅舎、それから営業所。

実施機関　　まず、市内の駅周辺におきましては、私鉄も含めて、今御指摘のありました東武とかも含めて、その周辺には設置しているというふうに私も把握しておりません。今回、JR宇都宮駅周辺が初めてというふうに認識しております。これにつきましては、先ほどの資料でも御説明申し上げましたとおり、市が今後設置していく一つの基準というものを設けておりますので、それらに準拠しながら、設置につきましてはまた改めて御意見等を伺うことになろうかと思いますが、まずはそのように考えております。

G委員　　駅舎内については。

実施機関　　駅舎内につきましては、JR宇都宮駅と東武宇都宮駅の方には改札口の付近に防犯カメラを設置しているということで聞いてございます。また、もう一つ御質問がありました、JR宇都宮駅等の対応、防犯対策の状況なのですが、JRの方でもやはり、駅舎内の方には当然防犯カメラですとか鉄道警察隊と連携したパトロールを行っているとのこと。また、駅周辺につきましても、当然少年のい集ですとか、そういった状況が見られるということで、やはりJRと鉄道警察隊の方で、不定期ではありますものの、パトロールを行っているという状況は把握しております。

会　　長　　よろしいでしょうか。ほかにはございますか。

E委員　　仮に設置した場合、管理の方では、施錠できる室内、また、そこに管理する方たち以外の方が見通せない場所に設置しなさいよということが要望に書いてあるのですが、それぞれの交番の中にそのような場所があるのかどうか、具体的に示せるのでしたら示していただきたい。そうしたら難しいのではないかなという気はしているのですが。

実施機関　　基本的に私どもは今年度JR宇都宮駅交番ということで考えておりますが、まず24時間、警察官が常駐しているということになりまして、無人になることはないということです。万が一何かがあつて出る場合には、当然施錠されることになることと思います。また、一般の方も当然、相談等で交番署内に入りますことから、一般の方に見えづらいところに設置するというところで警察の方とはお話を詰めさせていただいているところであります。

実施機関　　別紙になりますが、差し支えなければその辺をお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 そうですね、ごらんになった方がいいですね。では、ちょっと回してください。

実施機関 今、回していただいた図面ですが、駅交番の図面になりまして、東交番につきましても再整備後に建設されるということで、現在その図面についてはまだできていない状況です。現在お示しさせていただいているものにつきましては、まず入り口の方からカウンターがありまして、そこが警察官執務室になります。その後ろにカーテンで仕切られたスペースがありまして、その中にモニターを設置させていただきます。さらにモニター等を設置する場所の前にもカーテンを仕切ります。

E 委員 今回の図面でいうと別室ですよ、警察官の方が常に仕事をやっている場所とは。その別室には常に常駐しているのですか。

実施機関 奥の部屋とはアコーディオンカーテンで仕切られているだけです、完全な別室というわけではございません。ですから、仮に警察官が1人になってしまった場合には、その奥の部屋の部分で待機をしていただき、お客様が来た場合には事務のカウンターの方に出ていっていただくというような対応になります。

E 委員 警察にしたら逆ですよ。それは設置する方が勝手に考えているだけで、警察の方は1人になってしまったり緊急の場合は、奥の方ではなく受付の方にいるのだから、そんな見えない部屋に置いておくのでは意味がないのではないと思うのですが。

会 長 その点は後で審議の中で御意見をお願いします。

実施機関 その辺の設置場所につきましても、一応交番と東警察署ですか、所管の警察とも協議した上で、どこの場所が一番よいかというところを協議していくこととなります。

会 長 設置場所がいいか悪いかは、また後で図面によって御審議いただければいいと思います。ほかに御意見ありますか。

F 委員 フィルターをかけるということについては、もうちょっと具体的に説明していただきたいと思います。

実施機関 フィルターの方ですが、実際個人が特定できないようにという形で来ますので、現在想定してございますのは、画面の方にフィルターを貼りつけ

てしまって、個人の特定ができないような状態にしたいというふうに考えております。

会 長 F委員，イメージわかりますか。

F 委 員 何が起きているかがわかればいいということですか。具体的にはっきり顔が見えないようにする，そういうことですね。

E 委 員 写真はないのですか。フィルターをかけない映像の写真と，かけた写真と。かけた場合何もわからなくなるかなと心配しているのですが。

実施機関 わからないということであれば，ますます意味がなくなってしまうので，その辺，ある程度，そこで何が起って，人が倒れているとかけんかをしているとか，そういうことがわからないということではまた困りますので。

実施機関 個人を特定できないように，そういうことを最優先にしてのものです。

会 長 この点については，技術部門とかなり打ち合わせをされたようです。思いつきではなかったようです。こういうことがもし，警察の中で採用されるようなことになると画期的なことだと僕は思います，余り例がない，聞いたことありませんので。あとは，警察の方でそれでいいという了解をとられているわけですね。F委員，まだちょっとイメージがわからないかもしれませんけれども。

F 委 員 わかないですね。

会 長 私が聞いたところによりますと，ちょっとぼうっとして，もちろん人の姿，絡みついているとか殴り合いしているということはもう画面でわかるのですが，顔自体はだれであるということは区別がつかないという，そういうレベルのもののようなようです。実際に見ればこれかとわかると思いますけれども，実際にはサンプルがありませんので，もし不十分でしたらもう少し説明をしていただいて，イメージを持っていただくほかないですね。具体的にサンプルがあればいいのですけれども，それはまさか用意されているわけではないですよ。

実施機関 申しわけありません。本日は用意してございません。

F 委 員 その大きさというのはどれぐらいなのですか。

実施機関 現在想定しているのが25型以上のモニターということになります。あとは時間で特定の場所をピックアップした画面が流れてくるようにするのか，

常に分割する画面としていくのかというのは今後協議を進めていく形になるのですが、一番ピックアップした状態でも個人が特定できないような状態にしようというふうには考えています。

会 長 B委員，何かありますか。

B 委員 分割画面だと，何が起きているかもわからないのではないですかね。

実施機関 時間でピックアップしながら，画面を定期的に流すことは可能です。

会 長 4分割なら4分割されているところで，例えば8つの分割のうちのAのブロックで何かありそうだとこのときに，そこをぱっと拡大するというのは機能的にはできるわけですよ。

実施機関 はい，分割画面としても，その部分だけを全画面にというのは操作でできます。

E 委員 画面の操作ができてしまって大丈夫なのですか。

実施機関 実際，ピックアップした画面を全画面にするということまではありえますけれども，その状態でも個人は特定できないようにするつもりです。

E 委員 ズームなの。

実施機関 ズームというか，その映された画像のピックアップです。

G委員 映像，その部分が映っているのと同じことが拡大されるだけの話ですか。

実施機関 そうです。

F 委員 画面をズームにしても，鮮明にするということの権限を与えないということですか。

G委員 そうすると，もし犯罪の映像が映っていて，それを後で警察が必要とした場合であっても，そうしたときには，市の方でそのモニターの調整をもう一回し直して，それを警察に提供するということになるのですか。

実施機関 録画された画像と，モニターに映されている画像とでは違いまして，フィルターをかけているモニタリングの画像と違い，録画される画像につきましては，実際のそのままの画像が記録される形になりますので，後で何かを確認したいところという場合には，そのフィルターがかかっていない状態での画像を見ることになります。

G委員 その操作は警察ができるのですか。

実施機関 できません。録画された情報につきましては，すべて市職員が行います。

G委員

繰り返しになりますけれども、そうすると、モニター画面を分割という話がありましたけれども、それがあつたとして、それを警察が24時間見ているのですか。私は見ないと思うのですけれども。それをもし期待されるとしたら、ちょっとその期待の方が過剰なのではないかと。ただ、昔から捜査上では、何かあれば必ず職権で、宿泊施設とか駅というのは警察が行ってマークしますから、その役には非常に立つと思うのです、これは。西も東も通路も、ちょっと違う何かがでてきたら、そういうことができたなら相当役立つだろうな、多分そういう使い方を警察はしたいと思うのですけれども、見てもだれだかわからない、何か事件らしきものが映っている、それをずっと監視して、何か安全かどうかで監視するだろうか。ちょっと、正直言うと私は余り期待できないのではないかなという、むしろそういう気がするのですよね。何もない安全なときに、警察官がモニター見ているから安心ですよと、ちょっと違うのではないのかなという気がするのですけれども。これはわからないのだけれども、警察は警察の目的があつて、やはりこのモニターをすぐ見られる状態で、権限の問題とかなんとかは分けるにしても、そういうのを想定していると思うのですよね。だから、大きな市民の安全とか何かというのは同じなのかもしれないけれども、やはり警察の考えていることと市役所の考えていることが少し違うというのは僕はあると思うのですね。それを全く同じに重ねて期待するというと、ちょっと違うのではないかなという気がするのですけれども。

だから、私なんか正直言うと、警察は多分そういう使い方をしたいのだろうなというのがあるので、そもそもそれだったら警察が金出してやればいいではないかというのが、すごくそういう気がして、市の税金を使って捜査のために使われるのはどうかなという感じはしないではなかったのですけれども。ただ、大きい意味で市民の安心、安全だということで期待していることと、警察が多分日常的にやることとはちょっと違うのかもしれない。わかりませんが、私はむしろそういうふうには考えないと、そんなに警察官は24時間見ていないのではないかなという気がするのです。

会

長

24時間見ている、見ていないも、交番に警察官がいないことが多いですからね。おっしゃることは実際にあるかもしれませんが。それが恐らく、警察

ではなくて一般の行政の人がそうするとしても、24時間へばりついているということはないだろうと思いますので。どのみち、こういうカメラを設置したときにはまた空白の時間帯とか空白の場所というのは必ず出てきます、映像の範囲が限られますので。

ほかに、どんなことでも御質問していただきまして、今のようなことを含めてこの後で委員で御審議いただきたいと思うのですけれども。よろしいですか、御質問なければ。

〔「なし」と言う人あり〕

会 長 それでは、ひょっとしたら途中でまたこの辺詳しく、一度御説明ということはあるかもしれませんので、実施機関のどなたかお一人でも後ろで待機していただくと助かります。よろしく願いいたします。では、御苦勞さまでございました。

〔実施機関（生活安心課）退室〕

会 長 それでは、一応御説明は終わり、実施機関も退室しておりますので、これから先、皆様方の御意見、諮問の内容等、収集の制限の例外として差し支えないかどうかについて御審議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

C 委 員 今、いろいろとお話しをしておりましたが、いろいろ考えてフィルターをかけたりなんかをするわけですよ。警察との行き違いとか、そういうのがきちんとなれば、駅西口と通路のところ、それから東口、駅の中ではなくて、市の管理しているところにそういうカメラがあるということで犯罪の未然防止というか、一般の人たちの安心感が随分違うのかなと思いますし、なるかどうかはわかりませんが、心理的なものに対しては効果があるのではないかなと私は思いました。

会 長 そうすると、C委員の御意見ですと、諮問については、賛成ということですね。

C 委 員 はい。

会 長 ほかに何かありますか。

E 委 員 警察の受付の部屋と違う部屋に置くということであると、はっきり言って、その部屋には警察官はいないのではないですか。何で目的と相反す

るような設置の仕方をしているのかなというのがあります。一般の方に見えない場所に置かなくてはならないというのをかなり気にしてきたのかなという気がするのですけれども、別な方法で一般の方に見られないような方策をとれないのかどうかですよね。一方向しか一般の方は見ていないわけですから、警察官からするとほかの可能性もあるし、わからないようなところに置いておけばいいわけですので。あそこですと、西側と北側ですか、見えているのは。その西側と北側に一般の方が見える方向とは逆の方向に画面を向けて設置すればいいのかなという気がしていたのですけれども。別室だったら、緊急の場合に駆けつけられるかどうかわからないですよね。その辺のところは、我々がどうのこうの言うのではないのですけれども、もう少し、設置するとなった場合には行政と警察で双方の方向性が合うような場所を検討していただきたいなという意見です。

会長 設置場所については、かなり検討されていると思いますよ。例えば一番わかりやすいのは、警察官のテーブルの上、又は警察官のわきに置けば、常時作業しながら見ることができますので、一番見やすい場所にあるということになるのですが、設置されている機械のメンテナンスは警察がやるのではなくて行政機関が入りますので、警察の持っている情報がどれだけのものかわかりませんが、そういう犯罪情報がメンテナンスの際に容易に見ることができるような場所とくっついてしまうというのがとっても危ない感じがするのですね。そういう点では、ちょっと離れたこの場所ですと、メンテナンスのために行政機関が出かけていってするとき、直接警察官のデスクを見たりさわったりするということがないわけです。いろいろ事情があるのかなというふうに伺っているのですけれども、そもそも警察の中に一緒になってモニターがあることがそういういろんな問題を出していることは確かなのです。だから、必ずしも警察官がすごく見やすい一番いい場所というのは、逆に言うところ、いろいろな警察情報を一番手元に置いているということになりますので、よく協議された結果のようではあります。

G委員 その点なのですけれども、私、さっきの質問とは逆なことを言うようなのですが、余り日常モニターをずっと見ていない方がいいと思うのですね。そ

れを見ているということになると、どうも監視されている社会ではないかという気がするのです。何かあったときには記録がありますよというのがあればいいし、それから、やっぱりカメラがあつて映しているよというのがあれば抑止効果はあると思うのです。よく泥棒よけに防犯カメラをつけていますが、それは、それがどれだけその場面をリアルに映しているかどうかというのはわからないわけですが、そういうのがありますよというだけでも抑止効果はあるだろうというのがあるからだと思います。

フィルターをかけて個人を特定できないようにするというのは、24時間監視するということに対するささやかな工夫かもしれないですが、考え方の1つとしてはあると思うのです。ただ、警察は、何かがあったときにそれを繰り返して見たいということを期待するので、そのためには市の一時間が入るといっても、実際にすつとやってしまうことが可能であればやってしまうかもしれません。その辺が課題ですね。

ただ、監視そのものをできないようにしてしまうと、抑止効果とかも期待できなくなってしまうし、例えば時間を決めてしか撮らないとかいう、そういう別の次元の話をしなければならなくなってしまうのではないかと思います。もともと私は消極的ですが、賛成をしていますので、今回の内容については私はいいというふうに思います。

会 長 G委員がさっきおっしゃられた、こういうふうなフィルターをかけても、実際には警察が勝手にいじれるのではないかとおっしゃった、それは絶対ないということを前提に議論しないと意味がありませんので。

B 委 員 識別が十分かどうかわかりませんが、少なくともその中の一つの画面をピックアップするということは、警察は自由にできるのですよね。

会 長 そうですね。モニターとして見るのは選択可能ですよね。もちろん。

B 委 員 選択ができるということですよ。何かそれも釈然としないのですけれども。別に、中の情報が直接警察に流れるというふうには考えていません。そういった意味では、前回私が言った二つのうちの一つ、つまり、録画していないにしても外部提供的な危険があるのではないかとこのところはクリアになったのですけれども、では目的の方

でやっぱり無差別に人の容貌を撮影していいというほどの合理的な理由があるのかというふうになると、きょうの説明でもそこには至っていないというふうに感じてはいます。

会 長 先ほどもちょっと言いましたが、フィルターがかかっているモニターを警察が見ているというのは、かなり全国的に見ても画期的な例だと私は思いません。よくそれで警察との話し合いがついたなと思えますが。

B 委 員 員 でも、個人情報の保護と管理からすると、それは本質的な問題ではないと思います。つまり、必要がないのに個人の容貌を撮影するということが問題であって、今回、モニターを警察が見られるとなると、その副次的なもので、録画していないものも個人情報の外部提供になるのではないかと、そういう危険性があるからだということであって、本質的には、そこは画期的だろうが何だろうが、そもそも必要性がない個人情報、個人の容貌を撮影すること自体の方が問題であって、あとの方の問題はクリアになったから、画期的だ、賛成だというわけには私はいかないと思います。

会 長 画期的という意味は、そういう例は恐らくないだろうということです。

B 委 員 員 ないとは思いますが。そういう問題意識はなかったでしょうから、今まで。

会 長 個人情報の理論として画期的という意味ではないです。

ほかに御意見はございますか。

F 委 員 員 犯罪の検挙のためというような意味でも、これは全く効果がないのではないかなど。先ほどから話も出ておりますとおり、交番の方が24時間監視しているというふうにはとても考えられないと思いますし、特に夜間がそういうことが一番問題になるのでしょうけれども、夜間であれば、警察官の方がモニターを監視しているときは、むしろこれだけ狭い地域であれば、1人行ってそこら辺をうろうろしている方がよっぽど抑止というような意味では効果が得られますし、そういう意味から、ちょっと効果という意味でもかなり疑問ではあります。それから、先ほどB委員が言われたように、個人の容貌をみだりに撮影するということについては、よっぽど合理的な理由がないのであれば、やはり憲法上は許されるべきではないということとは

前回も申し上げたところです。

会 長 B委員，それからF委員，これはどうでしょうね。反対でしょうか，賛成
でしょうか。

B 委 員 単純に言うと，総体での決をとったときにどうなるかわかりませんが，私
は基本的にはこれは反対を投じたいというふうに考えています。も
し決をとるのであれば。

会 長 F委員もそういう趣旨ですか。

F 委 員 はい。

会 長 非常にデリケートな問題ですので，逆に決をとった方が最終的にやる場合
にはいいと思いますし，決をとっても，多数決で決まりましたというのでは
なくて，反対意見を付記するというのも必要だと思います。これは今後の
こともありますので。ただ，反対意見を付記するのは反対だと，反対はする
けれども，反対意見は付記するなというのもありますので，単純な決だけが
いいということであれば，それでもよろしいのですけれども。特に御質問が
なければそうしたいと思いますが，御意見はほかにないでしょうか。

E 委 員 今，B委員がおっしゃられたのは，必要性についての具体的な説明がない
ということですよ。この資料を見ても，それはわからないと思
いますね。2ページと3ページに，この撮影区域の犯罪件数が記載さ
れていますけれども，これは2ページの一番上の表にあるように，
ここに一覧として具体的に書けないのでしょうか。

会 長 どれでしょうか。

E 委 員 資料2ページの下段の表と3ページの上段の表ですが，ただトータル的に
こういう件数がありましたよというだけの話ですので，これを具体
的に表現できないのかと。どこで，いつ，何があったというのを具
体的に出せないのでしょうか。

会 長 もっと詳細にということですね。

E 委 員 ただ，上の表だけですと，年間，1年に1回とか2回の話ですよ。これ
でははっきり言って，これだけの事件だけなのになぜという話にな
ってきますので。

会 長 上の表の例示は，これで全部ではないと思いますけれども，例示ではなく

て全部網羅しろということですか。

E 委員 その必要性はあると思います。

B 委員 私はこれを見たときに思ったのは、全部ということまでは言いませんが、少なくとも未解決の事件なりがあって、それが防犯カメラが設置してあって、撮影されることによって解決できた可能性はという、そういう事例があるのならいいのですけれども、これはほとんど解決しているようにも聞いていますので。であれば、別に防犯カメラがなくてもいいのか、威嚇効果で件数が減るかと言われると、その辺は微妙ですし、そもそも私は市民に対して威嚇を与えるようなことが、個人情報とは関係ないかもしれませんが、市民に対して威嚇を与えるような社会が市民の人権にとっていい社会かどうかという疑問を感じていますので。極端に言ったら、ああ、あのときに防犯カメラがあって犯人を撮影できていれば、この凶悪事件が解決できたのになとか、そういうような何か必要性というものが余りこの説明からは感じられていないということだと思いのですね。

F 委員 撮影区域における最近の犯罪発生件数というのがあって、例えば乗り物盗、平成18年102件というふうにあるように、これだけ見ると何か物すごい数があるのではないかというような印象を受けるのですが、多分、このうちでカメラがそういったところを撮影できた可能性があるというのはほとんどないのではないのでしょうか。例えば自転車泥棒だとかオートバイ盗というのは、多分この周辺の自転車置き場とかも含めて言っているのではないかと思うので、カメラがあったからどうだというところは、疑問に感じると思いますね。

会長 今おっしゃっているF委員の場合も、それからE委員の場合も、行政が一番の目的にしている犯罪予防の効果が上がるかどうかははっきりしないということなのですね。確かにG委員のおっしゃるように、警察側からすれば、映像が保存されていれば、何かその場で映っていなくても、駅に出入りする人からその人を特定するという、証拠集めに役立つということはあるかもしれませんが、実際に市民の側に立った場合、これを犯罪防止に、未然の予防にどれだけ役立つかということの証明が難しいということでしょうね。

- E 委員 予防の効果はかなりあると思いますよ。ただ、いわゆるプライバシーの問題ですか、その辺の合理的な理由というのが、ちょっとこれだけでは見当たらないので。ですから、今委員がおっしゃられたように、もしあれば、これの件数のうち速やかに処理できたと思われるものが何件ありますよとか、その辺具体的なものを出していただきたい。
- 会長 どうでしょうか。この点、実施機関にちょっとお待ちいただいています。が、例示ではなくて、できるだけもっと網羅的に出していただくとか、それから犯罪件数も、これらが大体どの辺の場所に集中しているのかとか、そういうもっと具体性を出してもらえますか。説明していただけますか。説明できるかどうか聞いてみましょうか。
- C 委員 今までに諮問の通ったオリオンスクエアなどの5か所は、やはり未然防止ということがあって、それで受け入れられたのかなと思います。この案件は、警察が絡んでいるというところが一番のネックなのではないでしょうか。
- 会長 そういうことですね。このシステムから警察の権力というのを除けば、まだ議論がしやすいのですが。
- G委員 駅というのは、どこかに移動するのに、なかなかほかの方法をとりにくいですよ。自分の車で東京へ行くという選択肢もあるのだけれども、やっぱり駅に行って電車に乗るのが一番ありえますよね。
- 会長 選択ができないということですね、利用者に。
- B 委員 電車を利用しないという人でも、駅の東から西に出る、又は西から東に出るというふうに、普通に歩く人だっているはずですからね。
- G委員 オリオンスクエアとかは、選択性があるわけで、例えば、私、カメラで撮られるのが嫌だから行かないとかができるわけで、そういう点で違いはありますよね。
- 会長 五十歩百歩と思います、そういうのは。要は、警察が入っているかどうかでナーバスな議論になっているのだと思います。あと、その城址公園あたりですと、施設を壊されたり落書きされたりという具体的な被害が想定できるので、それを未然に防止したいということが理由として挙げられるのですが、こちらの方はそういうのではなくて、まったくの治安目的、犯罪

を未然に防止するための協力体制をとるという話ですので。またそれが結局は行政の住民サービスにもつながっているという、そこに飛躍があるだろうというのが皆さんの大方の意見だと思います。

どうでしょう。では、とにかく、資料をさらに細かく説明あるいは提出できますかということをおっしゃいますか。

G委員 どれだけ細かい資料を出せるかわかりませんが、聞いてもらうといいでしょうね。要は、具体的な例ではなくてもいいですけども、そういうカメラがあったらもうちょっと別な展開ができたのではないかと、そういうものを何か事務局として把握しているようなことがあればちょっと教えてもらいたいですね。

会長 なかなか難しいですよ。このカメラがあったから犯罪が起きなかったのだということを証明しろというのは。

B委員 単純に言えば、未検挙の事件でいいと思うのですよね。こんな事件が起って未検挙だったということであれば。それは事件の性質によって、カメラがあればよかったとここで思うのかどうか、それを必要と感じるのかどうかは個々の判断ということなのですけども。

会長 警察はそういう未検挙事件をリストアップしてくれますかね。

B委員 出てこないと思いますけれども。

会長 私も恐らく、それは件数としては出るけれども、これは未検挙で、検挙件数が何件でというのは出てこないと思います。

E委員 実際の件数では発表も何もしないでしょう。この設置するカメラが捉える範囲のものは何件とかの方がいいですよ。資料にある件数が全部カメラが捉える範囲でのものというわけではないと思うのですよ。

会長 このカメラの範囲に、ここで起きた事件がどれだけ分布されているか、されていないかということですね。

B委員 これはみんな撮影区域だと私は理解していたのですけれども、そういうわけでもないのですよね。

会長 撮影区域とは書いてありますけれども。

B委員 確かに、犯罪件数をまとめた表には撮影区域と書いてありますが、具体的例示の表にはそれが示されていませんね。私は、例示の事案を全部

撮影区域内のものをピックアップしたのかなと思っていたのですが、
会長 その辺がはっきりしていないということですね。

では、済みません、実施機関の方、入室してください。

[実施機関（生活安心課）入室]

会長 審議中に御説明していただいた資料の中でわからないところがあるので、改めて御説明をお願いしたいのですが。2ページに、具体的事案の例示があるのですが、これは撮影区域内を指しているのかどうかということと、それから、具体的事案として例示されているもののほかにも事案があって、そのうちの一部の例示なのか、また、その事案の総件数は何件ぐらいあるのか。それがその下の記載されている撮影区域における犯罪発生件数と違いますので、それらについて御説明いただきたい。

それから、その下にある撮影区域における最近の主な犯罪発生件数ですが、これはちょっと難しいだろうという話もありましたが、検挙された件数、未検挙件数、つまり、未検挙件数がこれだけあるので、このカメラが設置されれば検挙率はこのぐらい上がるのではないかという、そういうことを推定させるような資料があれば出していただきたいのですが。突然ですので、御用意されていないとは思いますが、用意できるかどうかということぐらいだけでも結構ですのでお答えいただけますでしょうか。

実施機関 私の方から順を追って説明させていただきます。まず1番目の質問ですが、2ページ(2)の具体的必要性の一つ目の表、こちらは撮影区域で発生したものかどうかというものに関しましては、撮影区域のものでございます。この中で特に未解決となっている事案につきましては、まず、下から4行目の自動車底部にひっかかって、引きずられて死亡したというものでございます。こちらにつきましては、図面の方で確認していただきたいのですが、西口の駅前広場の図面で、9番のカメラで映るような区域、その区域内の部分で最終的に人が倒れていたというものでございます。また下から2番目の子どもが連れ去られそうになったという事案ですが、こちらにつきましても、同じ図面のララスクエアの前あたりで起きた事案だと把握しておりますので、カメラの撮影区域内のものでございます。

また、2番目の質問にありました、事案が何件ぐらいあるのかということ

でございますけれども、2ページの下の表にあります、撮影区域における最近の主な犯罪発生件数、こちらは実際、刑法犯認知件数と言われるものでございまして、検挙されたものと未検挙のものが含まれている形にはなるのですが、同ページの上の表で例示されているものは、こちらに含まれてくるものというふうに考えております。

また、3番目の質問にありました検挙件数の関係なのですが、こちらにつきましても、大変申しわけありませんが、撮影区域における検挙、未検挙という数字につきましてはこちらの方では掌握はしていないという状況にございます。

以上でございます。

会 長 わかりました。

それでは、委員の方から、どうぞ御質問をお願いします。

B 委 員 今、例示の事案の中であったのですが、まず自動車テールに巻き込まれて死亡したという、これは9番のカメラの撮影範囲内ということになるのですか。さっき9番の死角ということでありましたけれども。あと、子供が連れ去られそうになったというのは、これは4番のカメラに映るところですか。

実施機関 そうですね。4番もしくは7番になります。

E 委 員 その下のところの最近の犯罪件数で、17年度、18年度それぞれの件数があるのですが、これを具体的にどこで起きたのか図面で落としたものはありますか。

実施機関 百何件すべてこの図面に落としたというものでございますでしょうか。こちらにつきましても、申しわけございませんが、その区域の部分で、実際の統計資料や調書の中から拾っている数字でございますので、それを図面に落としたものは手元にはございません。

E 委 員 落とすことは可能ですか。

実施機関 実際、警察の協力を得ていただいた情報でございますので、そこについて協力を得られるかどうかというところになると微妙ですが、我々の聞いた話では、粗暴犯については2階で、窃盗犯、自転車盗については1階で多いということです。撮影区域的には、まず自転車が多いのは、ちょうど⑦のカメラ

ラの下の部分に自転車が並ぶような形でとまっているので、こちらについては5番のカメラもしくは9番のカメラの俯瞰、もしくは4番に映るかと思うので、こちらの方で掌握ができるかなと思います。粗暴犯につきましては2階部分が多いということですので、2階のカメラでそれで掌握できるのではないかというふうに考えております。

また、補足でございますけれども、例えば青少年等のい集ですとかけんか等の事案、これは私どもも何回か現地を見ておるのですが、ちょうど9番のカメラの周辺でのい集が多く見られる状況ということで警察等からもお話をお伺いしています。

会 長 ほかにありますか。

F 委 員 9番の自転車泥棒が多いというのを言われましたよね。

実施機関 実際7番のカメラの付近に自転車が多いものですから、それについて掌握するカメラが9番からの俯瞰、もしくは4番、5番の俯瞰というようなことになります。

会 長 ほかに何か御質問があれば。

G委員 具体的な数字はなかなか出せないのだろうと思うのですが、やはりカメラがあつたら、印象としては相当検挙率が変わるといえるか、予防できるというか、そう思うのですけれども、そういう印象になるのか、それとも、ないよりはましだというふうに思うのか、その辺の印象めいた話について、どなたかお願いできますか。

実施機関 私も検挙率は変わるという印象でございます。まず、未然防止という部分では、防犯カメラ設置中という表示をいたします。2ページの具体的例示の一番下にあります刺激臭をかけられたというものにつきましても、たまたま取り押さえられましたが、なかったらどうなのかということもございまして、実際未然防止の運用効果があるというふうにも確信はしておりますし、検挙という部分の面でもかなり効果を発揮してくれるのではないかというふうには考えてはおります。

F 委 員 例えば自転車泥棒なんかの例でいえば、確かにここにカメラを設置すれば、その区域内での自転車は取られないということはもしかしたらあるのかもしれませんが、ここら辺に全部カメラを設置するわけ

ではないので、この周辺のところにある自転車を盗むというのは当然あり得るわけですよ。

そうすると、不特定多数の方が集まるところには全部カメラをつけなければならぬというようなことにもなってしまうのではないかと思うのですけれども。

実施機関 集合してくる場所はほかにもあるということは確かに委員さんのおっしゃるとおりでございますが、資料1ページの参考のところに記載してございます基準に基づいて、設置する場所の必要性を検討し、今回、西口駅前広場につきましてはこのような図案、また駅東口等につきましても、そういうような考え方から、今後設置しようということ考えているところでございます。

E 委員 前に聞いたかもしれませんが、ほかの都市でも結構なのですけれども、駅周辺の事件・事故で、防犯カメラが設置以前の件数と設置後の件数の比較したような資料はどこかにないですか。

実施機関 撮影区域でということになりますと、また新聞記事で拾ったものなのですが、矢板駅と片岡駅にそれぞれ設置されておまして、ちょっと少ないのですが、9件あった窃盗犯が2件になったというものがございます。また、小山市、那須塩原市の交番管内の刑法犯認知件数の比較なのですけれども、設置以前の平成15年が651件に対しまして平成16年は595件で8.6パーセントの減、状況は窃盗犯が一番多いという状況でございます。那須塩原市の西那須野駅のものですけれども、こちらは設置前の平成15年が1,048件、平成16年は860件で、188件の17.9パーセント減、さらに平成16年の860件に対しまして平成17年は707件、これも前年比153件の17.8パーセント減というところで、こちらは窃盗犯と粗暴犯の減少が顕著であったというところでの状況を把握しています。

E 委員 宇都宮駅と同規模の駅のものは調べていないのですか。

実施機関 具体的な数字はありません。

会長 あと、これらのカメラが仮に設置されてきたとして、その効果を検証することとなると思いますが、その期間としてはどのぐらいを考えていますか。1年でドラスティックに結果があらわれるとは思えませんが、3年とか5年

経過すればその結果が出ますというふうな見込みはありますか。

実施機関 実際、他市の事例でもそうなのですが、最初につけた当初に効果が顕著にあらわれるというふうには認識しておりまして、3年から5年の間には逡増が図られるのではないかというふうには見込んでおります。

会長 そうすると、逆に言うと、3年とか5年とかという期間で見直しするということが可能なのですか。設置そのものを再考するということが可能なのですか。

実施機関 実際設置いたしまして、その後、刑法犯認知件数ですとか110番の件数、その他の部分を数字的な統計をとって、例えば、仮の話で恐縮ですが、もう5年経って数字が横ばいになってきてしまったといった場合につきましては、その中でまた新たな防犯対策として何があるかとか、どのようになるのかというものを分析した上で判断していくことにはなると思います。ただ、実際にそれを減らないからといって、逆に撤去してしまった場合に、また犯罪が出たというところもありますので、その辺も見据えて判断していきたいと思っております。

会長 これは我々の委員の中の議論に当たることですので、実施機関は関係ないのですが、議論が二つありまして、一つは費用対効果的なことがどうかという御意見もあります。これだけの費用をかけて効果が上がるのかということ。それからもう一つは、憲法の人権の侵害につながるようなシステムではないかという心配をされているので、そちらの人権侵害につながるということについては、実施機関はどういう説明をされますか。

実施機関 憲法の人権の部分につきましては、過去の裁判所の判例とかも読ませていただきまして、大阪の方でありました判例によりますと、個別具体的に、目的の明確性ですとか、そういったところも踏まえ審理がなされたというところがありました。我々としましても、犯罪の予防という目的と、それから先ほどから言われているプライバシーの侵害という問題と、相反するものがございまして、難しい検討ではあったのですが、実際、審議会の御意見もいただきまして、個人情報、プライバシーの方に配慮したやり方で当面は設置できないかというところでの検討をさせていただいたというような状況でございまして。

会 長 他に御質問ございますか。

E 委 員 今の件数の増減というのがひっかかるのだけれども、先ほど言った矢板あたりはペDESTリアンデッキはないですね。だから、ペDESTリアンデッキのあるところで防犯カメラを設置した自治体としてどこがあるとか、そういう統計的なものは追っかけていないのですか。

実施機関 調べたのですが無いというのが今の段階でのお答えになります。豊橋ですとか、駅周辺に設置している自治体に問い合わせたことはあるのですけれども、現在のところ、撮影区域のものでの統計はないというような状況でございました。

E 委 員 ないっていうのも、すごい話ですね。

実施機関 我々の方といたしましては、所轄の東警察署に要望事項として出しまして、これまで撮影区域の情報提供もいただいているのですが、今後につきましても、引き続き情報提供をいただくという話になっております。

E 委 員 警察よりは、自治体に聞いた方がいいのではないかと。ペDESTリアンデッキがある駅で監視カメラを設置したのはほとんどが行政ですから、大きいところでは仙台にもペDESTリアンデッキはあるし、そういうところに設置してあるかどうか聞いてみるとか。要するに、設置する合理的な理由というのが、明確になってこないと思うのです。県内ばかりを言っているようだけれども、県内ではそれほど似たようなところはないと思うのだよね。

会 長 ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

会 長 では、ありがとうございました。申しわけありませんけれども、再退去をお願いいたします。

〔実施機関（生活安心課）退室〕

会 長 それでは、大体議論は出尽くしました。それで、E委員のように、補足資料を出すべきではないかという御意見もありますが、さらに補足していただいて検討を続けるのか、あるいは今手持ちの出された資料で結論を出すべきか、それぞれの御意見をお聞きしたいと思います。実は、近いうちに次回の審議会の日程を入れることとなりますので、ぎりぎり次回まで結論を持ち越

しても、期間的にはどうか実施機関の方に聞いてみたいと思います。では、きょう結論を出すべきかどうか、今ちょっと確認させていただきます。

もう一度、再確認します。この手持ちの資料と現在までの説明でもって結論を出すべきかどうか、なおかつ現在の結論はこうだという御意見を一通りお伺いしてよろしいでしょうか。それでは、済みません、F委員からお願いできますか。

F 委 員 資料の追加については、もちろん出せるのであれば出していただいた方がよろしいかと思うのですが、先ほどの説明から、さらに検討の資料になるべき有意義な資料が出てくるといふふうには余り考えられないというような気もするので、私としては、もちろん向こうが出せるというのであればもう一回ということでもよろしいのですが、きょうできないわけでもないのかなというような気がします。

会 長 ありがとうございます。それで、答申については反対という結論でしょうか。

F 委 員 はい。

会 長 では、D委員。

D 委 員 私は消極的には賛成です。しかし、資料において、これだけの事件数があるって、具体的にはこういう事件があったということが載っていますが、そのことが即設置につながるというのには疑問を感じます。むしろ、駅周辺に監視カメラを設置することについて市民がどう思っているのかということも必要だと思いますので、市民の声を聞いているかどうかという点をちょっとお聞きしたいと思っています。やはりプライバシーの権利の保護が第一であって、それに付随して安全というのがありますので、市民がどう思っているかですね。

B 委 員 他の資料には書いてありましたよね。

事 務 局 はい、前年度第2回の審議会の資料、2月13日の資料ですが、アンケートを取った資料がございます。こちらでは、今後防犯カメラを設置することについてはどのように思われますかという質問に対しまして、85.8パーセントの方が肯定的な回答をしていらっしゃると思います。その内訳といたしましては、プライバシーの保護に配慮して設置すべきであるというのが58.9

パーセント，プライバシーの保護に関係なく設置すべきであるというのが26.9パーセント，合わせて85.8パーセントでございます。

会 長 不十分だとは思いますが、今のような数字を踏まえてD委員のお考えはいかがでしょうか。

D 委 員 あともう一つ、行政と警察の役割分担について。仮にカメラを設置した場合、フィルター等をかけてプライバシーの保護を図るということですが、そうした場合に、行政側と警察側の連携と申しますか、関与はどのようなふうにしていくのでしょうか。例えば何か犯罪が起きて、それを映像で提供してほしいと言われた場合に、その映像をどういう形で提供するのか。その部分だけを提供していくとか、そういうふうなことはどのように話がなされているのか。

会 長 警察と行政の防犯に対するそれぞれの役割分担についてですが、よくお巡りさんが学校に来て説明をしたりしているように、警察も割と最近では積極的にそういう防犯に力を入れているのは、確かにありますね。ただ、カメラの方の話となりますと、カメラで撮影した情報は、行政が保有する個人情報になってしまいますので、それをもし提供するとなれば、個人情報保護条例に基づいて手続きをとらなければ提供できません。警察が見せろと言えさつと提供するという性質のものではないですね。それは、チェック体制がしっかりであると申しますよ。

いろいろな問題点はあると思いますが、今までの議論を総合的に考えて、D委員の結論、どのようなふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

D 委 員 消極的なのですが、一応、設置に関しては賛成です。

B 委 員 仮に資料を求めても、私が難しいのだろうなと思ったのは、先ほどだれかがおっしゃられましたように、本当の防犯カメラ設置による予防効果というのはある程度定着しなければわからないと思うからです。先ほど実施機関が、設置した当初に効果がありますよというふうにおっしゃって、西那須野駅で17パーセントぐらい減少しましたと言っていますけれども、それは宇都宮駅でも設置していなくても20パーセント以上減少していますので、その要因によるものではないというふうに考えています。ですから、今の時点でそのような

資料をいただいても、実を言うと余り参考にならないのではないかと、あえてこれ以上資料の提供を求めて議論する必要はないのではないかなというふうには思っています。

私は、3年たったらひよっとしたら定着してきて数が減るとというのは、それは自然現象なのか、実際に数が減っているかどうかはわかりませんが、2、3年後に検証して、2、3年後に設置する議論をしてもいいのではないかなというふうにも逆に思っていますので、現時点ではこれについては反対ということで意見を述べさせていただきます。

会長 それでは、私の方から。私は、前回からの議論で、先ほどちょっと出ましたように、憲法上の問題と、それから費用対効果の問題があったようで、そのどちらも不明な面はありますが、いずれにしても、モニターに人が明確に映っている状態を警察が常に監視しているという、これはもうはっきり言ってちょっと問題があるなと思っていたのです。しかし、いろいろ御努力されて、また警察もよくそこまで譲歩したと思うのですけれども、フィルターというのをかけるということで一応それを解決するという御提案をいただきました。これは実施機関の説明によりますと、人の顔は判別できない、つまり個人が判別できないというもので、ただ、そこに流れているものだけはしっかりわかるというものであります。それをどこまでプライバシーの侵害と見るかということもありますが、結論的には、導入したらっ放しで、それで終わりということではないので、3年間これでやってみて、3年後、その年にきちんと検証結果を出していただくということを附帯的に注文をつけておくことで賛成したいと思っております。

C委員、どうでしょうか。

C委員 私は、録画装置の取り扱い方、本体の取り扱い方について、そのようにきちっとしたかたちでやっていただければ賛成いたします。

会長 資料の件はどうですか。もうよろしいですか。

C委員 資料があれば参考になるかと思えますけれども、どちらでも結構です。

会長 改めてつくらなくていいということですね。

G委員 私は、懐疑的に言うわけではないですけれども、資料は恐らく当てにならないと思いますので、要らないというふうに思います。

3年とか5年とかという話もあるのですが、これがまた劇的に数が少なくなるというのも、正直言うと信じがたいと思います。防犯カメラ一つだけで犯罪がなくなるのだったら、まちなかを含めていっぱいつくったらいいではないかと逆になってしまいますので。幾つかある方法のうちの一つではあるかもしれないという気はするのですね。ですから、もし3年とか5年とかということがあるのだとすれば、防犯カメラと件数のところを本当にシビアにして、確実に効果があったというようなことがあれば、やはりできれば公表をしていただきたい。するかしないかはまた別にしても、やはり蓄積をするということ、何か事件があったときに、その効果があったのか、ないのかというのを、それはとっておくべきことだろうというふうには思うのですね。ですから、そういう積み重ねはした方がいいと思います。今までの資料でそれを読み取るというのは恐らくできないだろうと思うので、私は必要ないと。先ほども言いましたけれども、ちょっといろいろあるなというふうには思いますけれども、私は賛成します。

会 長 それでは、E委員、お願いします。

E 委 員 私は、予防効果というものを踏まえると賛成なのですが、余りに資料が乏しいのかなど。一つは、スクリーンの問題でも、実際フィルターをかければいいという執行部の話ですが、それでは具体的に我々は何にもわからないですよ。通常の状況はこうですよ、フィルターかけるとこういう状況になりますという、今、写真でも何でもいいですけれども、見せていただきたい。

それともう一つは、先ほどの件数が本当に減るのかどうか。多くの都市でペDESTリアンデッキにつくったところは、暗くなるので、犯罪も多いということで設置しているはずなのです。そういう設置前と設置後の犯罪件数の比較が本当になのかという、そこら辺も資料をできれば出していただきたい。やはり、これを設置するにはそういう効果がありますよということがある程度前提にならなければいけないのかなど。期待できないというふうに言うと、ちょっとそれは寂しいかなという気がするのですが、行政としてもそこら辺の資料は当然そろえるべきかなというふうには私は思います。

会 長 もちろん、ほかの委員も、資料はどんどん追加で出せるものは出してくれ

ということですが、期待されるような資料が出なかった場合はどうしましょうか。

E 委員 逆に出なかった場合には、これも先ほどG委員がおっしゃられたように、事後のそういう統計的なものをちゃんと整備していただきたい。そして、これだけの効果がありましたということをそれに載せていただきたい。

会 長 今後の課題ですね。それでは、結論なのですけれども。

E 委員 結論的には賛成です。

会 長 そうすると、資料については厳しい御意見がありました、全体としては、資料をもう一度提出していただいて、それに基づいて判断をするというよりは、現在ある資料で判断していただくということ。そして、今お聞きしました結論からしますと、一応賛成が5、反対が2ということです。今度はこの取り扱いについてですが、これが多数決ということになれば、賛成という結論になることになります。そういう扱いでひとつよろしいでしょうか。多数決しても意味がないのですけれども、そういう扱いにさせていただきたいと思いますが、反対の委員の御意見を付帯意見として加えますか。それとも、それは必要ないというか、してほしくないということはありませんでしょうか。どういたしましょうか。委員には御意見を書いていただかなくても、こちらでまとめてしまってよろしいでしょうか。

B 委員 私は、行政に対する効果としては、別に理由を書いても書かなくても、反対が2ということに意味があるのだらうと思っていますから、それはどちらでも結構です。もう理由は今までの議論でわかっているでしょうから、反対2という結論の方が多分行政にとっては意味が大きいのでしょうか。少なくとも、反対がこれだけあったということだけ付記しておいていただければ、それで十分だと。

会 長 はい、わかりました。F委員は。

F 委員 私も同じです。

会 長 それでは、賛成多数ながら、二つ反対意見がありましたということを付記することで全体の答申をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

B 委員 どうなのでしょう、賛成の方々でも、今後の検証が必要だという意見が比

較的多いような気はしたのですが。

会 長 その件については、私もそういうことを考えていますし、G委員もそう考えていますし、全体としてそれは必要ないという方は一人もいらっしゃらないと思いますがどうでしょうか。

F 委 員 検証は必要がないというところまでは言うつもりはないのですけれども、仮にこれで事件が減少したとしても、別のところで事件が増加したというのなら、全体的にいったら減ったということになりませんので、そこら辺の正確な統計的なものというのはなかなか出すのは難しいのではないかと思うので、やったにしても、厳密な意味でどれだけ有意義なものが出るのかなということについてはちょっと疑問が残っています。

会 長 そういうことがあります。御意見があるのだったら、みなさんの意見ではなくて、G委員個人の意見として付記いたしましょうか。

G委員 私も、特別付記をして、これこれやりなさいということまでは求めません。先ほど言いましたけれども、そのことでもし今まで100件あったものが50件に減って50パーセント減った、ではよかったよかったと言えるかという、恐らくそんなことよりも、だれかが言っていましたけれども、お巡りさんが小まめに歩いた方がよっぽど減るのではないかなというのもあるので、いろんな方法があるのだと思うのです。そのうちの一つでしかないので、すべてそれでよかったというような、そういう形でするのはちょっと違うのではないかなと思うので。モニターに映っている、そのこととこの犯罪との関係がこういうことがありましたということがあったら、それをきちんと把握をして、それを記録して行ってほしいと言っているのです。

会 長 大事なことですね。それは答申の中に書いた方がいいのではないかと思いますけれども。

G委員 どこかにちょっとあればいいなと。

B 委 員 ここで議論する話ではないのかもしれないですけども、検証というのが意味があるかどうかは別にしても、つけてつけっ放しというのが非常に悪しき行政の慣例だと私は思っています。つまり、通すまでがみんな山場で、通してしまえばあとは何でもいいやとなるのがやは

り、私はそういう行政のやり方自体はいけないのではないかなと思っていますので、意味があるかないかではなくて、やはりそれがきちんと、効果がある、ないという意味なのかどうかわかりませんが、検証といいますか、確認作業は、やるという以上は必要であろうなと。つけてしまえばもういいや、これで予算も通ったし、オーケーも出たからつけばいいやというのでは、やはりそれは今後の行政の効果もそれなりに検証していくべきだろうな、それがむだな予算の使い方を防ぐことになるのだなと思いますけれども、それは賛成する以上は検証なしで、つけたらいいですというわけにはいかないとします。

会 長 その検証の期間ですけれども、僕が先ほどちょっと言ったように、3年から長くて5年以内に見直しをするというようなことまで入れるかどうか。どうしましょうか。検証というのは、もちろん委員がおっしゃるように、毎年1回やってどうなったのだということを、どこかの機関で確認することはできますけれども、いつまでに見直しをするという、その見直しのためにいろんな資料を集めてきなさいということになると思うのですが、そういう必要性についてはいかがでしょうか。

B 委 員 見直しというところまではうちの権限にはないのではないのでしょうか。というのは、個人情報の話などで、いや、検証した結果、これは人権侵害ですというのであれば見直せということになるのでしょうか、効果とか予算的なことと言うのであれば、審議会で3年、4年、5年検証して、そのときに見直しましょうというところは、それは言えないのではないかなというふうに思っています。

会 長 前回もちょっとそういう話がありました。この審議会はどこまでの権限を持っているのだということですが、権限というのは余りないのです。ただ答申するだけですから。その答申を市長さんが尊重するかしないかだけの話ですので。だから、逆に言うと何を書いてもいいのですよね。

E 委 員 要望ぐらいでいいのではないですか。設置して検証し、さらに防犯の予防に努めてもらいたいというような。

会 長 わかりました。では、今のような結論で答申をまとめさせていただきますし

て、皆さんのところへお送りしますので、またそれをごらんいただきまして、内容について御批判があったらお願いします。では、これはこれでよろしいのでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会 長 ありがとうございます。大変長時間の御審議、ありがとうございました。では、その他ございますか。

事 務 局 では、事務局から2点ほどお話をさせていただきます。

本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第、郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、先ほどの審議の中でも出ていました今後の日程なのですが、先日、電子計算組織を外部と結合することについて、新たに実施機関から諮問書が提出されましたので、もう一度近いうちに審議会の方を開かせていただきたいと思います。つきましては、本日、日程調整表の方を机の上に置かせていただきましたので、そちらへ御記入の上、御返事いただきますようお願いいたします。なお、開催の期日が決まり次第、資料を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、特にその他のことはございませんね。

それでは、以上で閉会いたします。本日は長時間、本当にありがとうございました。